

業 務 委 託 契 約 書 (案)

1. 委託業務の名称 令和7年度保安林標識設置業務委託
2. 委 託 番 号 R I 2 4 0 2 D 0 0 1
3. 委 託 個 所 鹿角市尾去沢字田網25番ほか20箇所
4. 履 行 期 間 令和7年 月 日から
 令和7年11月28日まで
5. 業 務 委 託 料 ￥－
 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額)
 ￥－
6. 契 約 保 証 金 ￥－
 (※秋田県財務規則第178条第3号の規定により免除)

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 鈴木 健太 印

受注者 住所

 商号又は名称

 氏名

 印

契約事項

（総則）

第1条 乙は、この契約書に基づき、設計図書（仕様書、委託内容書）に従い、日本の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 前項の設計図書等に明記されていない事項があるときは、甲と乙が協議して定める。

（委託業務の着手）

第2条 乙は、委託業務に着手したときは、直ちに着手届を甲に提出しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（再委託等の禁止）

第4条 乙は、この契約について委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、一部事業について、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（委託業務の調査等）

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第6条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲と乙協議して定める。

（履行期限の延長）

第7条 乙は、その責に帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を附して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲と乙が協議して定める。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第8条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとしその額は、甲と乙が協議して定める。

（履行遅滞の場合における延滞金）

第9条 乙の責に帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は延滞金を附して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の延滞金は業務委託料に対して、延長日数に応じ年2.5%の割合を乗じて計算した金額とする。

(検査及び引渡)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に成果品について検査し、必要に応じて現地調査を行い、委託業務の実施状況がこの契約に適合するか否か検査を行わなければならない。

- 3 前項の検査の結果、不合格となった成果品について、補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは甲に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(違約金)

第12条 乙の責に帰すべき事由により、甲が契約を解除したときは、乙は業務委託料の100分の10を違約金として、甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た事項を第三者にもらしてはならない。業務終了後においても同様とする。

- 2 乙は、貸出資料その他一切の資料を第三者に閲覧させてはならない。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らねばならない。

(契約外の事項)

第15条 この契約に規定のない事項又はこの業務について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。